

令和 4 年 8 月 29 日

第 8 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年8月29日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
堅田委員 中村委員 山口委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 鍋島委員

(推進委員5名) 森光委員 三本委員 坂本委員
宮田委員 森田委員
4. 欠席委員 (推進委員3名) 谷脇(督)委員 谷本委員 高橋委員
5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について
議案第5号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第8回須崎市農業委員会総会を開催いたします。先日は新型コロナウイルス感染の濃厚接触者となってしまい、欠席させていただきました。皆さんも、気を付けて過ごしていただきたいと思います。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日は、3番高橋委員、11番谷本委員、13番谷脇(督)委員が欠席となっています。新型コロナウイルス感染対策のため、議案説明は可能な範囲で簡略して、開催時間の短縮に努めさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員(異議なし)多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は1番 中村委員、10番 堅田委員、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見ををお願いします。</p>
意 見	<p>10番 堅田委員</p> <p>番号1について、現地確認してきました。以前から山林となっており、何も作っておらず非農地化していますので、適当だと判断します。</p> <p>14番 森光委員</p> <p>番号2について、以前から農業用倉庫が建っており、非農地として問題ないと思います。</p>

議 長	中西会長 他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。
審 議	中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	濱口局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 それでは補足説明をします。 番号1について、譲受人は、米・野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま す。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間160日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人は、米・野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われま す。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、譲受人は、柚を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事

	<p>する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。</p> <p>譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日、妻が年間100日農作業に従事しています。下限面積については、現在は香美市で29.69a農地を借りて耕作していて、今回の申請農地29.92aを取得することにより、経営面積は59.61aになります。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、レモンを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>2番 宮田委員</p> <p>番号1について、長い間放置され荒れ地になっています。譲渡人は農業を行う予定はなく、近所に住む譲受人が取得するということですので、問題はありません。番号2については、現況田になっていますが、一部道路となっている部分が組み込まれています。譲受人が高齢ではありますが、問題はないかと思えます。</p> <p>9番 森田委員</p> <p>譲受人が高齢ですが、取得後耕作できるのでしょうか。</p> <p>2番 宮田委員</p> <p>譲受人は高齢ではありますが、現在も農業されています。</p> <p>7番 古谷委員</p> <p>番号3について、譲受人は市外の方ですが、家族の方が申請地の隣地に家を建てています。隣地で管理もしやすいとの事であり、問題ありません。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>他に皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長</p> <p>何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	中西会長 <p>それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	濱口局長 <p>【議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	濱口局長 <p>今回の 4 条の申請について、農地の区分につきましては、申請地は第 1 種農地となります。そのため、令和 4 年 8 月 4 日付で農業振興地域農用区域からの、除外の決定を受けての申請となります。関係条文は農地法第 4 条による転用となっています。目的は自己用住宅を新築するもので、申請理由は、現在は隣の持ち家に息子夫婦と同居していますが、住宅を息子夫婦に譲り、隣接する申請地に住宅を建築するものであり、将来的な事を考慮して、バリアフリーな平屋建て家屋を建築しようとするものであり、やむをえないものと判断します。</p> <p>建築費は土地整地費が〇〇円、建築費が〇〇円、合計〇〇円を、自己資金から充当しての整備計画であり、申請にあたり定期預金証書の写しが提出されており、資力に問題ないと判断します。</p> <p>排水計画につきましては、雨水は、市道側溝を経由して排水、庭が駐車場以外は砂利敷きのため、地下へ自然浸透するようになっております。生活排水は、合併浄化槽で浄化後、市道側溝へ排水となっています。土地利用計画としては、住宅とそれに付随する駐車場、物干しスペースや庭などを新たに整備する計画となっています。</p> <p>周囲への状況は、西側が農地と接していますが、所有者から同意済みです。</p>
議 長	中西会長 <p>関係委員さんのご意見ををお願いします。</p>
意 見	10 番 堅田委員 <p>申請地は既に埋め立てられていますが、転用申請の許可が降りてから着手するのが本来の手続きではないでしょうか。許可としてよろしいのでしょうか。</p>

	<p>濱口局長</p> <p>申請者に確認したところ、転用申請に先立って農業振興地域農用区域からの除外の手続きをしていただくという前提になっています。その際に、除外の許可が降りた事で転用の許可も出るものだと思われたようで、土地を整備したようです。事務局としても状況を把握してすぐに工事を止めてもらいました。現状、工事は停止している状態です。</p> <p>中西会長</p> <p>農業振興地域農用区域からの除外の手続きは、今年に行っていないのではないのでしょうか。</p> <p>濱口局長</p> <p>こちらの農業振興地域農用区域からの除外の許可は、去年の申請分になります。</p> <p>1 番 中村委員</p> <p>転用許可を先に得ないといけないのではないですか。先に工事に着手しているものに許可をするのですか。</p> <p>2 番 宮田委員</p> <p>始末書を追加で提出して貰う必要があるのではないのでしょうか。始末書の提出を条件とするとして良いのではないのでしょうか。</p> <p>10 番 堅田委員</p> <p>始末書を提出し、許可が降りるまで工事は停止して貰うしかないのではないのでしょうか。</p> <p>1 番 中村委員</p> <p>本件に関しては始末書が提出されるまで保留とし、次の総会で改めて議題とした方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>審 議 中西会長</p> <p>他に何かご意見等はございませんか。特にご異議がなければ、始末書を追加で提出のうえ、改めて議題とすることとして構いませんか。</p> <p>採 決 農業委員（異議なし）多数。</p>
--	---

議 長	中西会長 <p>それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議については、保留とし、始末書が提出された後、改めて議題とすることとします。</p>
議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について を議題といたします。</p>
議案説明	濱口局長 <p>【議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任について 議案書をもとに朗読】</p>
審 議	中西会長 <p>この議題に関しては、地元の委員にお願いしております。森光委員と谷岡委員が現地も確認されており、お二人に任せたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 <p>それでは、議案第4号 農地売買に係るあっせん委員の選任については森光委員と谷岡委員をあっせん委員として選任することとします。</p>
議 長	中西会長 <p>続きまして、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	濱口局長 <p>【議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	森本会計年度任用職員 <p>【整理番号R4-14からR4-16について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R4-14、及び整理番号R4-15について、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はしょうがで、構成員は2人で内1人が農業専従者となっています。整理番号R4-16について、借受人の主たる耕作物はきゅうりで、構成員は5人で内2人が農業</p>

	<p>専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件について、今回の申請はいずれも法人でないため、対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請3件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
審 議	<p>中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長 ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>濱口局長 非農地申請における隣接農地の同意について</p> <p>坂本次長 遊休農地の調査について 活動記録簿について</p>
閉会宣言	<p>中西会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第8回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でござい</p>

ました。

閉会 午後 3時10分

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 番

10 番